

## **新しいあいの健康福祉ビジョンを考える懇談会開催要領**

### (目的)

第1条 今後本格化していく少子高齢社会への対応はもとより、地域医療の確保など新たな課題に対応するため、本県の健康福祉施策の進むべき方向を示す新たな羅針盤として、特に重点的に取り組む必要がある施策を中心としたビジョンの策定にあたり、助言を得ることを目的として、新しいあいの健康福祉ビジョンを考える懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、2025年（平成37年）に見込まれる超高齢社会、人口減少・少子社会を踏まえ、高齢者が活躍でき、子育てにあたたかい愛知の実現をめざす新しいあいの健康福祉ビジョンの策定にあたり助言を行うことを主な所掌事務とする。

### (組織)

第3条 懇談会の座長及び委員は、別表に掲げる者とする。

2 座長は懇談会を統括し、懇談会の進行にあたる。

### (会議)

第4条 懇談会は、愛知県健康福祉部長が招集する。

### (懇談会等の公開)

第5条 懇談会は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、懇談会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。  
3 会議録の内容については懇談会の座長の確認を得るものとする。  
4 会議録及び会議資料は5年間保存する。

### (意見聴取)

第6条 懇談会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (事務局)

第7条 懇談会の庶務は、愛知県健康福祉部医療福祉計画課が行う。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成22年4月26日から施行し、新しいあいの健康福祉ビジョンの策定の日をもつて廃止する。

### 附 則

この要領は、平成23年3月30日から施行する。

(別表)

新しいあいの健康福祉ビジョンを考える懇談会委員名簿

五十音順

氏 名	団体名等
稻垣 春夫	社団法人愛知県病院協会 会長
今井 友乃	NPO 法人知多地域成年後見センター 事務局長
◎ 大沢 勝	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 会長
鈴木 智敦	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 名古屋市総合リハビリテーションセンター総務部 総務課長
高橋 倫	社会福祉法人豊田市福祉事業団 豊田市こども発達センター センター長
津下 一代	財団法人愛知県健康づくり振興事業団 あいち健康の森健康科学総合センター 副センター長
野口 定久	日本福祉大学 大学院委員長
昇 秀樹	名城大学都市情報学部 教授
柵木 充明	社団法人愛知県医師会 副会長
丸山 政子	NPO 法人子育て支援の NPO まめっこ 理事長
森 貞述	介護相談・地域づくり連絡会 代表

◎ 座長